

平成31年度健康福祉部の組織体制の見直しについて

健康福祉部

- 医療従事者の確保対策を一体的に推進するため、医務薬事課が所掌している看護師、薬剤師等の確保対策に関する業務を医師確保対策室に集約し、その名称を「医療人材対策室」に改める。

現 行	見直し後
<p>医務薬事課</p> <ul style="list-style-type: none"> ├ 調整・医療計画班 ├ 看護・地域医療班 └ 医務・薬務班 <p>医師確保対策室</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 医師確保対策班 	<p>医務薬事課</p> <ul style="list-style-type: none"> ├ 調整・医療計画班 ├ 政策・地域医療班 └ 医務・薬務班 <p>医療人材対策室</p> <ul style="list-style-type: none"> └ 医療人材対策班

※記載のない課室については、現行どおり。